

令和3年度消費者庁政策評価実施計画

令和4年3月29日
消費者庁長官決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、令和3年度消費者庁政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁における政策評価に関する基本計画(平成30年3月12日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

(ア) 政策評価体系に基づき対象とする政策は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(イ) 法第9条の規定に基づき事前評価を行った政策であり、根拠法令の見直し条項で定められる期限が、前記1の計画期間中に到来するものについて、事業評価方式により事後評価を行う。

(2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第2号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)は該当がない。

3 その他

前記1の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は令和5年度の予算要求、機構・定員要求等において活用することとし、特に政策評価が予算の無駄の削減に資するように努める。

令和3年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	令和3年度施策名	担当課	消費者基本計画工程表（令和3年6月15日消費者政策会議決定） における施策番号
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	I(2)①イ、I(2)①エ、I(2)①オ、I(2)②カ、I(2)②ス、I(2)②セ、I(2)②チ、I(2)②ツ、I(2)④オ、I(2)⑥イ、I(2)⑨エ、I(2)⑨オ、I(3)①、I(3)④、I(3)⑥、I(4)⑧、Ⅲ(1)①、Ⅲ(1)②、Ⅲ(1)③、Ⅲ(1)⑪、Ⅲ(2)①ア、Ⅲ(2)①イ、Ⅲ(2)③ア、Ⅲ(2)③イ、Ⅲ(2)③ウ、Ⅲ(2)③オ、Ⅲ(2)③カ、Ⅳ(2)①、Ⅴ(1)①、Ⅴ(2)①、Ⅴ(2)⑥、Ⅴ(3)⑥
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	I(2)①ウ、I(4)①
		(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育推進課	I(3)①、Ⅱ(1)①、Ⅱ(1)②、Ⅱ(3)①、Ⅲ(1)②、Ⅲ(1)③、Ⅲ(1)④、Ⅲ(2)③ウ、Ⅳ(1)①、Ⅳ(1)②、Ⅳ(1)③、Ⅳ(1)④、Ⅳ(1)⑥、Ⅳ(1)⑦、Ⅳ(1)⑧、Ⅴ(1)②、Ⅴ(2)⑤
		(4) 地方消費者行政の推進	地方協力課	I(1)③ウ、I(2)②カ、I(3)②、I(3)③、I(3)④、I(4)④、I(4)⑧、Ⅲ(1)③、Ⅲ(1)⑪、Ⅲ(1)⑫、Ⅲ(3)①、Ⅲ(3)②、Ⅳ(1)①、Ⅳ(1)②、Ⅳ(1)③、Ⅴ(1)②、Ⅴ(2)④、Ⅴ(3)①、Ⅴ(3)②、Ⅴ(3)③、Ⅴ(3)④、Ⅴ(3)⑤、Ⅴ(3)⑦、Ⅴ(3)⑧
		(5) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	I(1)①エ、I(1)②ア、I(1)②イ、I(1)②ウ、I(1)③ア、I(1)③エ、I(1)④ア、I(1)④エ、I(1)④オ、I(4)②、Ⅲ(2)③ク
		(6) 消費者取引対策の推進	取引対策課	I(1)①カ、I(2)①ア、I(2)②セ、I(2)②チ、I(2)⑥コ、I(2)⑨ア、I(2)⑨イ、Ⅲ(1)③、Ⅲ(1)⑤、Ⅲ(1)⑨
		(7) 消費者表示対策の推進	表示対策課	I(1)④ク、I(2)②チ、I(2)③ア、I(2)④ア、I(2)④イ、I(2)⑤イ、I(2)⑤ウ、I(2)⑤エ、I(2)⑨オ、Ⅱ(4)②、Ⅱ(4)③、Ⅲ(1)①、Ⅲ(1)③、Ⅲ(1)④、Ⅲ(2)①イ
		(8) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	I(2)⑤ア、Ⅲ(1)④
		(9) 消費者政策の推進に関する調査研究・国際連携	参事官（調査研究・国際担当）	I(1)②ア、Ⅲ(3)③、Ⅲ(3)④、Ⅲ(3)⑤、Ⅴ(1)③、Ⅴ(2)②、Ⅴ(2)③
		(10) 事業者との協働に関する企画・立案・推進	参事官（公益通報・協働担当）	I(2)⑧イ、Ⅱ(3)②、Ⅱ(4)①、Ⅲ(1)④